

令和 7 年 12 月 11 日

## 美濃加茂市職員の懲戒処分等の公表について

令和 7 年 12 月 9 日付で、次のとおり、本市職員に対する懲戒処分等を行いましたので、公表します。

### 1. 懲戒処分の概要

- ①被処分者 市民協働部 課長補佐 50 代
- ②処分年月日 令和 7 年 12 月 9 日(火)
- ③処分内容 免職
- ④処分の理由 ・地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号(法令等違反)、第 2 号(職務義務違反及び職務懈怠)及び第 3 号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)に該当
  - ・同法第 33 条(信用失墜行為の禁止)及び同法第 35 条(職務に専念する義務)に違反
- ⑤事実の概要 令和 7 年 10 月、市内の公共施設において、当該職員が勤務中に女性用トイレに侵入し、個室内にいる女性をスマートフォンで盗撮したとして、12 月 2 日に性的姿態等撮影罪及び建造物侵入罪の疑いにより、岐阜地方検察庁に書類送検されました。

本市は、事案発生直後から本件を把握し、当該職員に対し聞き取り調査を行い、市として事実の認定を進めておりましたが、当該職員から警察の捜査終了及び検察庁への書類送検について連絡を受け、処分を決定し、公表したものです。

なお、当該職員への聞き取り調査の結果、同年 9 月にも同一の被害者に対して同様の行為に及んでいたことを確認いたしました。

### 2. 管理監督者の措置

- ①被処分者 市民協働部 課長 50 代
- ②処分年月日 令和 7 年 12 月 9 日(火)
- ③処分内容 厳重注意
- ④処分の理由 当該職員の上司として指導監督を怠ったため

### 3. 市長コメント

このたびは、本市職員がこのような不祥事を起こしたことにつきまして、被害に遭われた方をはじめ、市民のみなさまに心よりお詫び申し上げます。

当該職員の行為は、市政及び本市職員全体への信頼を著しく失墜させ、公務員としてだ

けでなく、社会人としてあってはならないものです。

当該職員に対しましては、厳正な処分を行い、あらためて全職員に公務員としての自覚を促すとともに、法令遵守の徹底及び服務規律の確保を図り、市民のみなさまの信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ

美濃加茂市経営企画部キャリアサポート課

課長 佐合

電話 0574-25-2111（内線 238）